

別表 市町村別民生委員定数表

市部	鳥取市	一七九	船岡町	二〇	岸本町	一七
米子市	一三一	八原町	三一	伯仙町	一七	
倉吉市	一〇八	東郷町	一九	日吉津村	一五	
岩美郡	六一	北条町	二二	大江山町	一八	
津美郡	二〇六	東条町	二二	名和町	一八	
国府井村	二〇	赤碓町	三三	中山郡	二四	
岩美町	四八	西伯郡	三四	日野町	四七	
福部町	一〇	西伯郡	三四	日野町	四七	
八頭郡	二八	西伯郡	三四	日野町	四七	
八頭町	二八	西伯郡	三四	日野町	四七	
八頭町	二八	西伯郡	三四	日野町	四七	

鳥取県告示第五百七十五号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(昭和三十三年六月厚生省告示第百七十七号)に基づく基準看護及び基準給食施設として次のとおり承認した。

昭和三十七年十月十二日

名 施	鳥取生協病院	鳥取市東品治町一〇	第一七号	烏取県知事、石 破 二 朗	採用 点数表
基 礎	看護 対 象	一般一病棟 八六床	承認年月日	三七、八、一 乙の二	
基 礎	給 食 対 象	一般一病棟 八六床	承認年月日	三七、八、一 乙の二	

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十一号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十七年十月十二日

- 鳥取県教育委員会委員長職務代行者 小田 大吉
- 一日時 昭和三十七年十月十六日 午後一時
- 二 場所 鳥取県教育委員会 教育委員室
- 三 議題
- 1 市町村教育委員会教育長の承認について
- 2 その他

公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則をここに公布する。

昭和三十七年十月十二日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

鳥取県公安委員会規則第五号

鳥取県警察の組織に関する規則

鳥取県警察の組織に関する規則(昭和三十六年五月鳥取県公安委員会規則第一号)の全部を改正する。

(目的)

第一条 この規則は、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十八条及び鳥取県警察本部の内部組織に関する条例(昭和三十七年十月鳥取県条例第四十八号)第六条の規定に基づき、鳥取県警察の組織について必要な事項を定めることを目的とする。

(警務部の分課)

- 第二条 警務部に、次の四課を置く。
- 秘 書 課
- 会 計 課
- 警 務 課
- 教 養 課

(秘書課の所掌事務)

第三条 秘書課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 鳥取県警察本部長(以下「本部長」という。)の

- 二 鳥取県公安委員会委員長及び鳥取県公安委員会並びに本部長及び鳥取県警察本部（以下「本部」という。）の公印の管守に関する事。
 - 三 鳥取県公安委員会の庶務に関する事。
 - 四 機密に関する事。
 - 五 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。
 - 六 一般統計に関する事。
 - 七 広報に関する事。
 - 八 鳥取県議会との連絡に関する事。
- （会計課の所掌事務）
- 第四条 会計課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
- 一 予算、決算及び会計に関する事。
 - 二 財産及び物品の管理及び処分に関する事。
 - 三 金銭及び物品の出納に関する事。
 - 四 会計の監査に関する事。

- 五 庁舎及び宿舍の営繕に関する事。
 - 六 遺失物に関する事。
- （警務課の所掌事務）
- 第五条 警務課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
- 一 組織及び定員に関する事。
 - 二 人事及び給与に関する事。
 - 三 恩給及び退職金並びに公務災害に関する事。
 - 四 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する事。
 - 五 所管行政に関する企画及び調査に関する事。
 - 六 法令案の審査に関する事。
 - 七 事務の合理化に関する事。
 - 八 服務及び監察に関する事。
 - 九 表彰及び懲戒に関する事。
 - 十 本部の宿日直に関する事。
 - 十一 本部庁舎の防護に関する事。
 - 十二 装備に関する事。

- 十三 通信の使用管理に関する事。
 - 十四 福利厚生に関する事。
 - 十五 健康管理に関する事。
 - 十六 共済組合、共助会及び互助会に関する事。
 - 十七 前各号に掲げるもののほか、他課の所掌に属しないこと。
- （教養課の所掌事務）
- 第六条 教養課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
- 一 一般教養に関する事。
 - 二 学校教養に関する事。
 - 三 術科の訓練に関する事。
 - 四 教養施設、資器材の整備及び運営に関する事。
 - 五 音楽隊に関する事。
 - 六 機関誌の編集及び発行に関する事。
- （刑事部の分課）
- 第七条 刑事部に次の三課を置く。
- 捜査課

- 防犯課
- 鑑識課
- （捜査課の所掌事務）
- 第八条 捜査課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
- 一 捜査運営の企画及び指導に関する事。
 - 二 留置場の管理及び留置人に関する事。
 - 三 押送及び護送に関する事。
 - 四 移動警察に関する事。
 - 五 強行犯罪の捜査に関する事。
 - 六 知能犯罪の捜査に関する事。
 - 七 選挙犯罪の捜査に関する事。
 - 八 暴力団犯罪の捜査に関する事。
 - 九 犯罪手口に関する事。（被疑者写真票に関することを除く。）
 - 十 ぞう品及び遺留品に関する事。
 - 十一 犯罪及び犯罪者の手配に関する事。
 - 十二 死体の検視及び見分に関する事。

十三 前各号に掲げるもののほか、他課の所掌に属しない犯罪の捜査に関する事務をつかさどる。

(防犯課の所掌事務)

第九条 防犯課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犯罪の予防に関する事務。
- 二 少年の補導及び少年関係犯罪の取締りに関すること。
- 三 風俗営業及び風俗事犯の取締りに関すること。
- 四 質屋営業、古物営業及び金属屑営業の取締りに関すること。
- 五 銃砲刀剣類及び火薬類その他危険物の取締りに関すること。
- 六 経済関係法令違反の取締りに関すること。
- 七 麻薬及び覚せい剤関係事犯その他保健衛生関係法令違反の取締りに関すること。
- 八 密貿易事犯の取締りに関すること。
- 九 売春関係事犯の取締りに関すること。

十めいてい者、家出人、迷い子その他他急の救護を要する者の保護に関する事務。

十一 酒によつて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律(昭和三十六年法律第百三十三号)に規定する犯罪の取締りに関すること。

十二 犯罪統計に関する事務。

十三 前各号に掲げるもののほか、他課の所掌に属しない特別法犯罪の取締りに関すること。

(鑑識課の所掌事務)

第十条 鑑識課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 現場鑑識に関する事務。
- 二 指紋及び足こん跡に関する事務。
- 三 鑑識写真に関する事務。
- 四 指名手配及び指名通報の対照に関する事務。
- 五 法医理化学に関する事務。
- 六 鑑識施設の整備及び運営に関する事務。
- 七 その他犯罪鑑識に関する事務。

(警備部の分課)

第十一条 警備部に、次の三課を置く。

- 警 備 課
- 外 勤 課
- 交 通 課

(警備課の所掌事務)

第十二条 警備課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 警備情報に関する事務。
- 二 警備方針の策定に関する事務。
- 三 警備犯罪の捜査に関する事務。

(外勤課の所掌事務)

第十三条 外勤課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 外勤勤務に関する事務。
- 二 機動警ら及び機動通信に関する事務。
- 三 水上警察に関する事務。
- 四 警備、警護及び身辺護衛に関する事務。

- 五 列車その他の交通機関への警乗に関する事務。
- 六 水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関する事務。
- 七 警備実施に関する事務。
- 八 非常召集に関する事務。
- 九 災害情報に関する事務。
- 十 防災機関との協力援助に関する事務。
- 十一 機動隊の運用に関する事務。
- 十二 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関する事務。

(交通課の所掌事務)

第十四条、交通課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 交通警察の運営に関する調査及び企画に関する事務。
- 二 道路交通の規制及び交通事故防止対策に関する事務。
- 三 道路交通関係法令違反の取締りに関すること。

鳥取県公報 第3368号 昭和37年10月12日

四 交通安全施設及び交通安全教育に関すること。
五 運転免許及び運転免許試験に関すること。

(警察学校の所掌事務)

第十五条 鳥取県警察学校(以下「学校」という。)に
おいては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 初任巡査の教養訓練に関すること。
- 二 現任警察官の教養訓練に関すること。
- 三 学校施設の維持管理に関すること。

(課等の係の設置)

第十六条 本部の課及び学校(以下「課等」という。)の所掌事務を分掌させるため、課等に係を置く。

2 前項の係に関し必要な事項は、本部長が定める。(部長)

第十七条 部に部長を置き、警視正又は警視の階級にある警察官をもつてあてる。

2 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

(課長及び校長)

第十八条 本部の課に課長を、学校に校長を置き、警視正若しくは警視の階級にある警察官又は事務吏員若しくは技術吏員をもつてあてる。

2 課長及び校長は、上司の命を受け、課等の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

(監察官)

第十九条 警務課に、監察官を置き、警視の階級にある警察官をもつてあてる。

2 監察官は、警務課長の命を受け、監察に関する事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。

(刑事調査官)

第二十条 捜査課に、刑事調査官を置き、警視の階級にある警察官をもつてあてる。

2 刑事調査官は、捜査課長の命を受け、死体の検視、見分及び検証その他の調査事項を処理し、部下の職員を指揮監督する。

(科学捜査研究室長)

第二十一条 鑑識課に、科学捜査研究室を置く。

2 科学捜査研究室に、室長を置き、警視の階級にある警察官又は技術吏員をもつてあてる。

3 室長は、鑑識課長の命を受け、法医学に関する事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。

(警察署の課及び係の設置)

第二十二条 警察署の事務を分掌させるため、警察署に課及び係を置くことができる。

2 前項の課及び係に関し必要な事項は、本部長が定める。

(警察署長)

第二十三条 警察署に、署長を置き、警視正又は警視の階級にある警察官をもつてあてる。

(委任)

第二十四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規則は、昭和三十七年十月十五日から施行する。

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年十月十二日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

鳥取県公安委員会規則第六号

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の定員の配分に関する規則(昭和三十四年十月鳥取県公安委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

